

秘密指定解除
公文書監理室

下付
金大外務省



政第1439号

昭和44年5月23日

外務大臣殿

在大韓民國

金山大使



日韓間の遺骨問題について

5月13日付 経信政外1318号に關し。

本年について 暹般本使一昨帰國の際
本省関係官のほかに 厚生大臣にも 卑見を申
述べたといふことであるが、冒頭経信に
て 指摘のとおり、在韓日本人遺骨のうち
その奉還が 差迫つた 問題となりおのづか
らなることにもおのづか。事態を打開する前

長	✓
副長	✓
1	
2	
3	
4	
5	
1	
2	
3	
4	
5	
1	
2	



提ヒニ厚生省安置の遺骨の取扱ハ要綱
と下記のとおりトシ。これト基キ日本政府
ノ最終的統一案トカヒメシキトシ。好興
折衝ト進メテトモ致シテ。あヒヒメテ
意見具申申上ガ。至急御検討の上。
何今ノ議御固示賜リテ。

記

- (1) 厚生省安置の遺骨全部と可及的速
カ。日本政府の費用負担トシ一括ソ
ルニ奉還シ。韓国政府ニ引渡すもの
ナリ。
- (2) 一括引渡シト先立テ。北鮮出身の遺
骨トシテ(厳密ニイヘバ。これニ限ラズ。
現在ソル引取人ノ方カ)トナリテ(遺骨)
法的ニ引取りノ資格ト有ラズ正當ナ

(韓国以外の地から)

縁故者が後日現地の場合とは、いつでも日本政府からの請求にたいし、直ちにこれを日本政府に引渡す旨の一札を韓国政府から文書をもって送りつけるものとする。

(3) 韓国政府に引渡すの上は、その責任において、縁故者のありものについてこれを引渡すこと、差当り縁故者を発見できないものについては、前記(2)の關係もあり、これを地下に埋葬することなく、然るべき安置場所を設けて、保管せしめおくものとする。

(4) 以上韓国側との所定は、本年度日韓定期閣僚會議開催以前に合意の達することとすべしであるものとする。